

院内の施設基準等にかかる掲示について

【情報通信機器を用いた診療】

- 情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません

【個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書】

- 領収証発行の際、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無償発行します。発行を希望されない方は会計窓口へ、その旨をお申し付けください。

【一般名称での処方・後発医薬品使用推進】

- 後発医薬品があるお薬につきましては、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、ご説明のうえ一般名（有効成分名）で処方することを推進しています。（国の政策として推進されております。ご理解ご協力をお願いいたします。）
- 医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等の適切な対応ができる体制を整備しております。
- なお、令和6年10月より長期収載品について「医療上の必要性があると認められない場合」（患者さまの希望による処方の場合）には、「選定療養が適用される」ことをご理解ください。（厚労省の定めた医薬品について、薬価差の一部（1/4）が自己負担となります）

【生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ】

- 患者様の身体状態等に応じて28日以上長期投薬を行うことについて対応が可能です。